

脱原発裁判の結果～ 3.11以前と以後

◆3.11以前の脱原発裁判 ★ 2勝33敗

- ・ 3・11前には原告勝訴の判決は、二つだけ（他に原告適格で勝訴判決が一つ）。
- ・ 2勝33敗で、ほとんどが敗訴。
- ・ 勝訴した2件も、その後の控訴審、上告審ですべて敗訴。
- ・ 参考図書
 - ◆ 岩波新書『原発訴訟』^{かいとゆういち}海渡雄一。(¥886)
 - ◆ 産経新聞出版『法服の王国 小説 裁判官』^{くろきりょう}黒木亮。(上下各¥1944) (文庫版で上下各¥1188)
…裁判官は「憲法と良心のみに従う」ことが原則なのに…。

◆3.11以前の脱原発訴訟 ★ おもな経過と事件

- ・ 1973/8…愛媛・伊方原発1号機の設置許可取り消しを求めて提訴。★住民による初めての脱原発訴訟
- ・ 1974/9…原子力船「むつ」が原子力航行試験中に放射線漏れ事故。
- ・ 1978/4…伊方1号機訴訟で松山地裁が住民側敗訴の判決。★脱原発訴訟で初の司法判断。←
- ・ 1979/3…アメリカ・スリーマイル島原発事故。
- ・ 1986/4…旧ソ連・チェルノブイリ原発事故。
- ・ 1992/9…福井・もんじゅ訴訟で最高裁が差し戻し判決。(★原告適格を認める)
- ・ 1992/10…伊方1号機訴訟で最高裁が原発訴訟の審理方法と判断枠組みについて初判断。裁判所が原告の安全性を直接判断することを否定。安全審査の調査審議及び判断の不合理性のみを判断することにした。★海外の過酷事故も“対岸の火事”で、住民側敗訴の流れが継続。←
- ・ 1995/1…阪神大震災。
- ・ 1995/12…もんじゅでナトリウム漏れ事故。
- ・ 1999/7…福井・敦賀原発で1次冷却水漏れ事故。
- ・ 1999/9…茨城県東海村のJCOで臨界事故。
- ・ 2003/1…もんじゅ訴訟(差し戻し控訴審)で住民側が逆転勝訴。★初の設置許可無効判決 ←
(名古屋高裁金沢支部が、原子炉の安全審査に違法な点があるとして設置許可は無効と判決)
- ・ 2004/8…美浜原発で細管破裂事故。死亡5名・重軽傷6名。
- ・ 2004/11…東海第2原発訴訟、最高裁で住民側敗訴が確定。★1973/10の提訴から31年1か月の審理。
- ・ 2005/5…もんじゅ訴訟(差し戻し上告審)で住民側の逆転敗訴が確定。←
- ・ 2006/3…石川・志賀原発2号機訴訟で住民側が勝訴(金沢地裁、井戸謙一裁判長)。★初の運転差し止め命令。ただし2009年高裁で敗訴、2010年最高裁で敗訴。
- ・ 2011/3…東日本大震災が発生。福島第1原発で過酷事故。

◆3.11以後の脱原発裁判 ★ 7勝16敗

- (1) ● 2013年4月16日。大飯仮処分、却下

福井県や大阪府などの住民約260人が、国内で唯一稼働していた関西電力大飯原子力発電所3、4号機の運転差し止めを求めた仮処分申請で、大阪地裁(小野憲一裁判長)は16日、請求を却下。大阪高裁抗告審も2014年5月9日、請求を却下。

(2) ★ 2014年5月21日。大飯本訴，勝訴

福井地裁（樋口英明裁判長）において，大飯原発3，4号機の運転を差し止め。生存権を基礎とする人格権（憲法13条，25条）が最高の価値をもっているとし，この権利からすれば，経済活動で原発を動かす権利は「劣位」だと断罪。

(3) ● 2015年3月20日。玄海3号機のMOX燃料使用差し止め，却下

佐賀地裁において，住民の申し立てを認めず。2016年6月27日，福岡高裁も控訴を棄却。

(4) ★ 2015年4月14日。高浜原発仮処分決定！

福井地裁（樋口英明裁判長）において，高浜原発3，4号機の運転を認めない仮処分の決定。

(5) ● 2015年4月22日。川内原発差止仮処分不当決定

鹿児島地裁において，川内原発1，2号機の仮処分事件につき却下決定。

(6) ★ 2015年5月18日。関電の仮処分執行停止申し立て却下

高浜原発3，4号機運転差止仮処分決定に対し，関電が執行停止を申し立てをした件について，福井地裁は却下の決定。

(7) ● 2015年12月24日。大飯原発仮処分・高浜原発保全異議不当決定

福井地裁（林潤裁判長）は高浜原発保全異議を認め，大飯原発仮処分を却下の決定。

(8) ★ 2016年3月9日。大津地裁，高浜原発3，4号機差止仮処分認める！

大津地裁（山本善彦裁判長）は関西電力高浜原発3，4号機の運転差止仮処分を認める決定。

(9) ● 2016年4月6日。不当決定（福岡高裁宮崎支部 川内原発仮処分即時抗告審）

福岡高裁宮崎支部は，川内原発仮処分即時抗告の申し立てを棄却。住民側の主張を認めながら，棄却した，原発稼働ありきの極めて不当な決定。

(10) ★ 2016年7月12日。大津地裁，仮処分異議審の判断

関西電力高浜原発3，4号機（福井県高浜町）の運転差し止めを命じた2016年3月9日の大津地裁の仮処分決定を不服として，関電が取り消しを求めて申し立てた異議について，同地裁（山本善彦裁判長）は12日，退ける決定をした。関電は大阪高裁に抗告する方針。

(11) ● 2017年3月28日。不当決定！！高浜原発3，4号機

大阪高等裁判所第11民事部（山下郁夫裁判長，杉江佳治裁判官，吉川慎一裁判官）は，関西電力高浜原子力発電所3号機及び4号機の運転禁止を命じた大津地方裁判所2016年3月9日仮処分決定，及び，これに対する関西電力の異議を退けた同裁判所同年7月12日決定をいずれも取り消し。関電の主張をそのまま引き写した，福島第一原発事故などなかったかのような，不当決定。

(12) ● 2017年3月30日。広島地裁・伊方原発仮処分，不当決定

広島地方裁判所民事第4部（吉岡茂之裁判長，久保田寛也裁判官，田中佐和子裁判官）は，伊方原発3号機の運転差し止め仮処分について，住民側の申し立てを却下。

(13) ● 2017年7月21日。伊方原発運転差し止め仮処分，不当決定

2017年7月21日。松山地方裁判所（久保井恵子裁判長，百瀬玲裁判官，酒本雄一裁判官）は伊方原発3号機運転差し止めを求める仮処分申立を却下。決定において，新規規制基準は合理的なものだと安易にきめつけ，基準地震動に関する規制基準の定めも不合理な点はない，火山の影響についても四国電力の主張に不合理な点はないなどとして，住民側の主張を切り捨てた。

(14) ★ 2017年12月13日。勝った！伊方広島仮処分即時抗告審決定

広島高等裁判所第2部（野々上友之裁判長，太田雅也裁判官，山本正道裁判官）は，伊方原発即時抗告の申し立てを認め，平成30年9月30日まで伊方原発3号機の運転を禁じた。

【2018年になると，敗訴が増加】

(15) ● 2018年3月19日。不当判決！函館地裁大間原発請求棄却

函館地方裁判所民事部（浅岡千香子裁判長，布施雄士裁判官，山田将之裁判官）は大間原発の建設の差し止め請求を棄却。朝岡裁判長の，原子力規制委員会とは別に裁判所が判断するとの訴訟指揮の下，主張立証を尽くしてきました。にもかかわらず，大間原発の適合性審査に関しては，原子力規制委員会の審査が出る見通しがたっていないことを理由に，住民の訴えを直ちに認めない，とした。審理判断を逃げて極めて不当な判決。

(16) ● 2018年3月20日。佐賀地裁，玄海原発運転差し止め申立を却下

佐賀地方裁判所（立川毅裁判長，不破大輔裁判官，久保雅志裁判官）は玄海原発3，4号機再稼働差し止めを求める仮処分申立を却下。福島第一原発事故の被害に真摯に向き合うことなく，九州電力の主張を安易に丸呑みした，極めて不当な決定。昨年12月13日の広島高裁の火山に関する判断に関して，住民側の補充の主張の提出を認めたにもかかわらず，考慮することなく排斥した。

(17) ★ 2018年3月22日，広島高裁，四電の執行停止の申立を却下

広島高裁が四国電力伊方原子力発電所の運転を差し止めた2017年12月13日の決定に対して，四国電力が異議申立と執行停止を求めていたところ，2018年3月22日，広島高裁第2部（三木昌之裁判長）は四国電力の執行停止の申立を却下。

(18) ● 2018年3月30日。不当決定，高浜原発ミサイル仮処分却下

大阪地方裁判所第1民事部（森純子裁判長，谷口哲也裁判官，黒木宏太裁判官）は，北朝鮮のミサイル発射を理由とする関西電力高浜原発3，4号機の運転差し止めの仮処分の申立を却下。この原告は，「子ども脱被ばく裁判」を支える会・西日本の水戸喜世子さん。

(19) ● 2018年7月4日。不当判決！大飯控訴審判決

名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長，鳥飼晃嗣裁判官，能登謙太郎裁判官）は大飯原発3，4号機の運転差止め控訴審において，原判決を取り消し，住民側の請求を棄却。結論先にありきで，論理の流れも不合理で，法制度や政策選択に丸投げする，まるで統治行為論のような，自らの判断を放棄した，極めて不当な判決。

(20) ● 2018年9月25日。伊方広島高裁異議審，不当決定

伊方原発運転差止仮処分の異議審において，広島高等裁判所第2部（三木昌之裁判長，富田美奈裁判官，長丈博裁判官）は，四電の異議を認め，伊方原子力発電所3号機の運転差止を認めた広島仮処分即時抗告審決定を取り消した。

(21) ● 2018年9月28日。伊方大分仮処分，不当決定

伊方原発運転差止仮処分申請について，大分地裁民事第1部（佐藤重憲裁判長，伊藤拓也裁判官，工藤優希裁判官）は，住民の請求を退けた。

(22) ● 2018年10月26日。伊方広島仮処分，不当決定

伊方原発運転差止仮処分申請について，広島地裁民事第4部（藤澤孝彦裁判長，伊藤昌代裁判官，内村諭史裁判官）は，住民の請求を退けた。広島高裁異議審決定とも異なり，四国電力の主張をコピーしたあげく，司法としての判断を放棄した，極めて低レベルの判断。

(23) ● 2018年11月15日。高松高裁，伊方仮処分の即時抗告審で，住民側の抗告を棄却

伊方原発3号機（愛媛県伊方町）について，愛媛県の住民10人が運転差し止めを求めた仮処分の即時抗告審で，高松高裁は住民側の抗告を棄却した。3号機は10月27日に再稼働しており，11月28日から営業運転を行う。